

ショートステイあわせの家寒川 利用料金早見表(R6年4月1日より適用)2、3割負担

【2割負担】

保 険 料 段 階	要 介 護	居 室 の 種 類	利用者負担合計	介 護 費 用	居 住 費	食 費	夜 勤 職 員 配 置 加 算 (Ⅱ)	サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (Ⅰ)	看 護 体 制 加 算 (Ⅰ)	看 護 体 制 加 算 (Ⅱ)	介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 (Ⅰ)	介 護 職 員 等 特 定 処 遇 改 善 加 算 (Ⅱ)	ベ ー ス ア ッ プ 等 支 援 加 算
第3段階①	要支援1	個室	3,412	1,058	1,310	1,000	/	44	/	/			
第3段階②		個室	3,712	1,058	1,310	1,300	/	44	/	/			
第4段階		個室	4,702	1,058	2,100	1,500	/	44	/	/			
第3段階①	要支援2	個室	3,666	1,312	1,310	1,000	/	44	/	/			
第3段階②		個室	3,966	1,312	1,310	1,300	/	44	/	/			
第4段階		個室	4,956	1,312	2,100	1,500	/	44	/	/			
第3段階①	1	個室	3,798	1,408	1,310	1,000	36	44	/	/			
第3段階②		個室	4,098	1,408	1,310	1,300	36	44	/	/			
第4段階		個室	5,088	1,408	2,100	1,500	36	44	/	/			
第3段階①	2	個室	3,934	1,544	1,310	1,000	36	44	/	/			
第3段階②		個室	4,234	1,544	1,310	1,300	36	44	/	/			
第4段階		個室	5,224	1,544	2,100	1,500	36	44	/	/			
第3段階①	3	個室	4,084	1,694	1,310	1,000	36	44	/	/			
第3段階②		個室	4,384	1,694	1,310	1,300	36	44	/	/			
第4段階		個室	5,374	1,694	2,100	1,500	36	44	/	/			
第3段階①	4	個室	4,226	1,836	1,310	1,000	36	44	/	/			
第3段階②		個室	4,526	1,836	1,310	1,300	36	44	/	/			
第4段階		個室	5,516	1,836	2,100	1,500	36	44	/	/			
第3段階①	5	個室	4,364	1,974	1,310	1,000	36	44	/	/			
第3段階②		個室	4,664	1,974	1,310	1,300	36	44	/	/			
第4段階		個室	5,654	1,974	2,100	1,500	36	44	/	/			

【3割負担】

第4段階	要支援1	個室	5,253	1,587	2,100	1,500	/	66	/	/			
第4段階	要支援2	個室	5,634	1,968	2,100	1,500	/	66	/	/			
第4段階	1	個室	5,832	2,112	2,100	1,500	54	66	/	/			
第4段階	2	個室	6,036	2,316	2,100	1,500	54	66	/	/			
第4段階	3	個室	6,261	2,541	2,100	1,500	54	66	/	/			
第4段階	4	個室	6,474	2,754	2,100	1,500	54	66	/	/			
第4段階	5	個室	6,681	2,961	2,100	1,500	54	66	/	/			

※該当者のみ必要となる加算については表記していませんので問い合わせください。

※介護職員処遇改善加算については、総報酬(一カ月)に対して定められた掛け率(8.3%)によって算定された額となります。

※介護職員等特定処遇改善加算については、総報酬(一カ月)に対して定められた掛け率(2.7%)によって算定された額となります。

※ベースアップ等支援加算については、総報酬(一カ月)に対して定められた掛け率(1.6%)によって算定された額となります。

※利用者負担段階について

第1段階 本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護の受給者

第2段階 本人及び世帯全員が市民税非課税で、『合計所得金額』+『課税年金収入額』+『非課税年金収入額』の合計が80万円以下

第3段階① 本人及び世帯全員が市民税非課税で、第1段階及び、第2段階以外(年金収入等80万円超120万円以下)

第3段階② 本人及び世帯全員が市民税非課税で、第1段階及び、第2段階以外(年金収入等120万円超)

第4段階 上記以外(標準的な額)